

第4次奥州市省エネ家電買換え キャンペーン



省エネの **エアコン** または **冷蔵庫** に買い換えた方
最大 **5万円** 補助します！

※このリーフレットは家電販売者向けの内容です。

このキャンペーンは、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

対象の省エネ家電

○エアコン



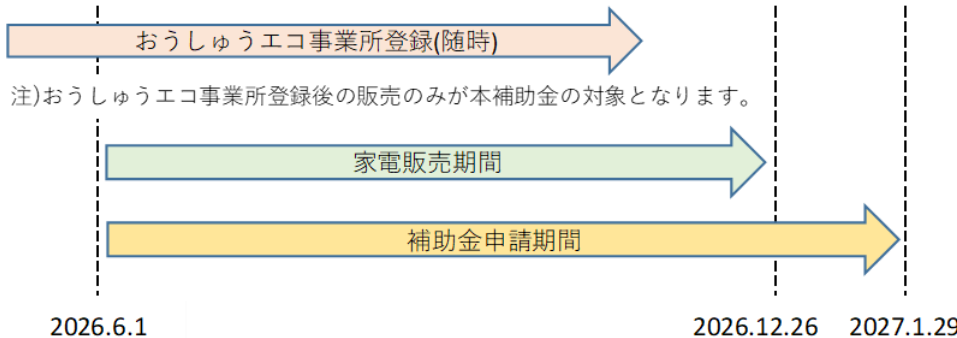
○冷蔵庫



2027 または 2029 年度省エネ基準達成率 100%以上！

2021 年度 省エネ基準達成率 100%以上！

補助事業のスケジュール※予算（総額 4,000 万円）がなくなり次第終了



注)おうしゅうエコ事業所登録後の販売のみが本補助金の対象となります。

- 補助金の対象は、「**おうしゅうエコ事業所**」に登録をいただいている**販売店様**や**事業者様**が**販売した省エネ家電のみ**となります。現在、「おうしゅうエコ事業所」に登録しておらず、本事業に参加ご希望の販売店様、事業者様は、**家電販売前に登録**をお済ませください。
- 「おうしゅうエコ事業所」につきましては裏面か市 HP をご覧ください。

補助金額について

補助金額……対象家電の本体購入価格（税抜き）× 3分の1
※補助金額は 100 円未満切り捨て、5 万円が上限となります。
※部品や設置、運搬、撤去、付帯設備等の費用は含まれません。

- 補助金交付対象者（**すべてに該当する方**）
 - ・申請時点で奥州市に住民登録している方
 - ・新品未使用の対象家電を市内登録店舗で購入した方
 - ・対象家電を買い換えて自宅に設置した方
 - ・買い換え前の同種の家電を廃棄した方
 - ・申請時点で市税に滞納がない方
 - ・購入にあたり他の補助金を受けていないこと

- 注意事項
 - ・買い換え前の家電の廃棄を行わない（新規購入や増設）場合は対象外となります。
 - ・インターネット等の通信販売での購入は対象外です。
 - ・申請できる家電は 1 世帯 1 種類 1 台のみとなります。
 - ・すでに第4次の補助金交付を受けた世帯の方がいる世帯は申請できません。（過去の同じ補助金の申請世帯は可）

補助金の申請方法

令和8年6月1日以降に補助の対象となる省エネ家電を買い換え、設置後、申請書に必要な書類を添えて、以下の方法のいずれかで申請を行っていただきます。

なお、郵送での申請は受付できません。

- ① 奥州市役所本庁2階 生活環境課の窓口に提出
- ② 各総合支所地域支援グループ窓口に提出
- ③ マイナポータルまたはLoGo フォームでの電子申請
※電子申請のリンクは市HPでご確認ください。



その他注意事項

- ・補助金の申請は、先着順となります。ただし申請書の記載内容や添付書類に不備がある場合には受付できません。
- ・申請期間内であっても、家電ごとの予算額（エアコン、電気冷蔵庫それぞれ2,000万円）に達し次第、家電ごとに受付を終了します。
- ・すでにこの補助金（第4次のみ）の交付を受けた世帯の方がいる世帯は申請できません。（過去の同じ補助金の申請世帯は可）
- ・おうしゅうエコ事業所登録店舗、事業者以外での販売は補助対象外となります。

おうしゅうエコ事業所について

おうしゅうエコ事業所は、市内の事業者が環境負荷低減の取組項目を自主的に選んで市に登録して実践し、市全体の環境負荷の低減を目指すという事業です。市は登録いただいた事業者を市HPなどで紹介し、事業所のイメージアップにつなげます。

今回の補助事業では、星の数は関係ありません。取組項目を最低3項目以上選択してお申し込みください。

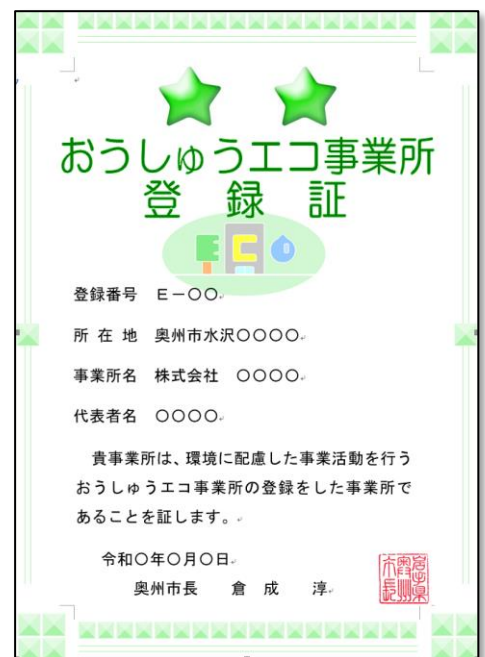
●登録方法

申請用紙に必要な事項を記入して、奥州市役所市民環境部生活環境課に提出してください。FAX、メールで送っていただいてもかまいません。申請書の様式は、市ホームページにも載っていますのでご活用ください。なお、今回の申請においては、選択いただく取組項目に「130101 市が行う環境施策に協力する。」を含めていただくようお願いいたします。この項目は、今回の補助事業に参加いただくことで達成できる項目であるほか、今後、同様の事業や市の環境施策へのご協力（例えばポスター掲示やアンケートなど）を想定したものとされています。



●登録いただいた後は・・・

市から「おうしゅうエコ事業所登録証」と今回の補助事業に関するご連絡を郵便でお送りいたします。



【お問い合わせ】奥州市市民環境部生活環境課 環境係

〒023-8501 奥州市水沢大手町一丁目1番地

電話 0197-34-2340（直通）

FAX 0197-51-2374